

回復期リハビリテーション病棟と高次脳機能障害支援センターにおける高次脳機能障害者等への支援

1. 回復期リハビリテーション病棟の役割

- 令和8年度診療報酬改定において、高次脳機能障害患者に対して退院後も必要な障害福祉サービス等を適切に提供するため、回復期リハビリテーション病棟入院料等に高次脳機能障害患者の退院支援体制に係る要件が追加されました。

【具体的な要件】

- ・ 高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報（所在地、連絡先及び提供サービス等）を、あらかじめ把握すること。
- ・ 高次脳機能障害患者の退院時に、患者又はその家族等に対して、その情報を説明の上、提供すること。
- ・ 退院後に他施設でのリハビリテーションへの移行を予定している高次脳機能障害患者について、患者等の同意が得られた場合は、利用予定の施設に対して、3月以内に作成したリハビリテーション総合実施計画書等を文書により提供すること。

高次脳機能障害支援センター



情報提供



医療機関



高次脳機能障害の患者の退院時に情報提供

2. 高次脳機能障害支援センターの役割

- 高次脳機能障害者支援センターが行う業務について※
都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）は、支援事業を活用し、
以下のような取組についても、都道府県等と連携して、センターに実施させること。

- ・ 高次脳機能障害の患者に適した医療機関、障害福祉サービス事業所等の情報の把握、その一覧の作成及び当該一覧の医療機関への情報提供等
- ・ 支援を希望する高次脳機能障害者とその家族に対する地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報の紹介等

※「高次脳機能障害者支援法の施行に伴う留意事項について」より抜粋